

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第915号

2018年（平成30年）4月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

診療費等窓口納付金の請求に係るコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）3月20日付けで諮問（第915号）された診療費等窓口納付金の請求に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

クレジットカードによる診療費等の支払については、答申第321号にて諮問をしており、2009年（平成21年）4月1日に三菱UFJニコス株式会社と株式会社ジェーシービーの2社と契約を行い、現在まで対応を継続している。平成28年度のクレジットカードの利用額は559,049,250円となる。

クレジットカードによる支払を受ける際には、利用者から提示されたカードが実際に使用可能なのか、カード決済端末機（以下「決済端末機」という。）にてカード発行会社に照会を行い、承認番号を取得する必要がある。（この作業を以下「与信照会」という。）

現状、与信照会や売上データの送信に用いる通信回線にはISDN回線を使用しているが、ISDN回線のサービスが2020年（平成32年）頃に終了予定であることが判明したため、利用する通信回線をインターネット回線に変更する必要性が発生した。

このことから、クレジットカード決済の対応を継続するため、与信照会・売上データの送信に必要となる通信回線をISDN回線からインターネット回線に変更

し、また、決済端末機を交換することについて、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理する個人情報

与信照会時には、クレジットカード内に記録されている情報及びカード払いを希望する金額を通信する。以前に諮問した内容と変更はなく、クレジットカード会社での規程により、カードの券面に記載されている情報（会員番号（カード番号）、氏名、有効期限）以外でカードに記録されている情報はセキュリティの観点から非公開となっている。

ただし、通信される情報については、暗号化されることが確認できている。

(3) コンピュータ処理の必要性

クレジットカードに係る処理では、これまでどおりに窓口を設置した決済端末機を使用することになるので、情報処理センターを経由して各クレジットカード会社に与信照会・売上データの送信を行う必要がある。このような処理を行う上では、即座にデータの照会・伝送を行う必要があるため、コンピュータ処理は不可欠なものとなる。

与信照会・売上データの送信時に行われる、コンピュータ処理の内容や通信方法の詳細についてはセキュリティ上の理由により非公開となっている。

(4) 業務内容

ア 利用者から会計窓口でクレジットカードの提示を受ける。

イ カードの裏面を確認した後、決済端末機にカードを通し、与信照会をする。

ウ おおよそ、1～2秒の通信で照会は終了する。

エ 照会の結果、使用可能である場合には決済端末機から売上票（利用証明書）が3枚出力される。（利用者控え、カード会社控え、加盟店〔病院〕控え）

オ カード会社控えに利用者の署名をもらい（暗証番号を入力した場合、署名は不要。）、利用者控えと利用明細書を渡し窓口での処理は終了する。

カ 業務終了後、決済端末機にてクレジット集計処理を行い、情報処理センターへ売上データを送信する。

キ 後日、カード会社控えを売上票保管センターへ送付する。病院控えについては、藤沢市行政文書取扱規程に基づき、カード会社からの入金後も5年間は保管している。

ク 月まとめで、クレジットカードにより支払を受けた診療費が各カード会社から当院の仮口座に入金される。

(5) システムの機器構成

市民病院東館1階窓口にて2台、救命救急センター会計窓口にて1台、計3台の決済端末機を設置予定。

(6) 安全対策

ア 市民病院での安全対策

(ア) 物理的対策

- a これまでと同様に、業務終了後には決済端末機を施錠可能な医事課内に保管し、外部に持ち出しできないようにする。
- b 売上票（病院控え及びカード会社控え）についても、決済端末機と同様に施錠可能な医事課内に保管をする。
- c カード会社控えを売上票保管センターに送付する際には、簡易書留等に準ずる方法で郵送を行い、送達過程を記録できる体制にする。

(イ) 技術的対策

- a 与信照会・売上データを送信する際に用いるインターネット回線は、経由する情報をクレジットカードに係るものに限定し、データの安全性を高める。
- b 業務終了後に行うクレジット集計処理により、決済端末機内に保存されるカード情報は消去される。

(ウ) 人的対策

- a 個人情報の取扱いについては、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市民病院情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

イ 情報処理センターでの対策

(ア) 技術的対策

- a データの暗号化
通信の対象となるデータは、共通鍵方式とSSLにて二重の暗号化処理を行った上で通信を行う。
- b クライアント認証
市民病院と情報処理センターの間で行われるデータ通信ではクライアント証明書による相互認証を実施している。
- c 安全なネットワークの構築と維持
クレジットカード利用者の情報を保護するため、ファイヤーウォールをインストールし、ネットワークの安全性を高める。
また、アンチウイルスソフトウェアやプログラムを使用し、脆弱性管理プログラムの整備に努める。
- d アクセス権限の管理
ネットワークを利用するユーザーごとにIDを振り分け、業務上必要な範囲にアクセスを制限している。
- e ネットワークの定期的な監視
クレジットカード利用者の情報等の機密情報へのアクセスを追跡及び監視する体制を構築している。
- f その他
利用する情報処理センターは、クレジットカードに係るセキュリティ基準であるPCIDSSに準拠している。

(イ) 人的対策

- a 関係職員に対して必要な研修及び指導を実施することで情報セキュリティポリシーを整備する。

(7) 実施時期

2018年（平成30年）5月頃にインターネット回線の工事を行い，7月頃に決済端末機を交換する予定。

(8) 添付書類

- ア 現行の与信照会の流れ・売上データの流れ
イ 変更後の与信照会の流れ・売上データの流れ
ウ 加盟店契約書
エ J-Mupsセンター利用規約
オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，コンピュータ処理を行うことについて，次に述べる理由により審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

クレジットカードによる支払を受ける際には，利用者から提示されたカードが実際に使用可能なのか，決済端末機にてカード発行会社に照会を行い，承認番号を取得する必要がある。

現状，与信照会や売上データの送信に用いる通信回線にはISDN回線を使用しているが，ISDN回線のサービスが2020年（平成32年）頃に終了予定であることが判明したため，利用する通信回線をインターネット回線に変更する必要が発生した。

このことから，クレジットカード決済の対応を継続するため，与信照会・売上データの送信に必要となる通信回線をISDN回線からインターネット回線に変更すること及び決済端末機を交換することが必要であることから，コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が，2説明要旨(6)安全対策ア(ア)から(ウ)まで及びイ(ア)及び(イ)に示す安全対策は，次のとおりである。

ア 市民病院での安全対策

- (ア) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置 ア(イ)
(イ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ア(イ)
(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ア(イ)

- (エ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持出しを防止するための措置 ア(ア)
- (オ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(イ)
- (カ) データ媒体の紛失を防ぐための措置 ア(ア)
- (キ) その他情報処理センターでの安全対策を高めるための措置 ア(ア)
- (ク) 日常的な安全対策 ア(ウ)

イ 情報処理センターでの安全対策

- (ア) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置 イ(ア)
- (イ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 イ(ア)
- (ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 イ(ア)
- (エ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持出しを防止するための措置 イ(ア)
- (オ) 日常的な安全対策 イ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。
以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上